

別紙

「朝倉ブロック管路更新基本計画策定委託業務」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算定式

【土木設計】

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 90/100 \\ + \text{一般管理費等} \times 50/100$$

$$\text{直接人件費} = \text{設計業務}$$

上記算定式により算出した額が予定価格の 10 分の 6 に満たない場合は、予定価格の 10 分の 6、予定価格の 10 分の 8.1 を超える場合は、予定価格の 10 分の 8.1 の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について（上下水道局 令和 7 年 4 月 1 日以降）**」を参照のこと。